

議案第 17 号

小田原市景観条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市景観計画において新たにかまぼこ通り周辺地区を景観計画重点区域として位置付けることに伴い、当該区域内における景観法に基づく行為の届出について適用除外となる行為を定めるため改正する。

[内 容]

かまぼこ通り周辺地区内においては、次に掲げる建築物の建築等及び工作物の建設等の行為は、近隣の景観計画重点区域と同様に、景観法に基づく行為の届出を要しないこととする。（第9条関係）

- (1) 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル未満のもの
- (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル未満のもの
- (3) 通常管理行為、軽易な行為等
- (4) 小田原市都市計画審議会の意見を聴いた上で、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

[適用]

令和 5 年 7 月 1 日